

令和４年度 第７回教育委員会定例会 会議録

1. 日 時 令和４年１０月２４日（月）
午前１０時～午前１０時４０分
2. 場 所 野辺地町中央公民館
3. 出席委員 新渡幹夫教育長、杉山道彦委員、野坂幸子委員、亀田小織委員
林亨委員
4. 出席職員 （学校教育課）富吉卓弥課長、中野良喜指導室長、
飯田満課長補佐
（社会教育・スポーツ課）五十嵐洋介課長、米内山周大主幹
（中央公民館）二ツ森知貴館長補佐
5. 傍 聴 者 １名
6. 会議録署名者 杉山道彦委員、亀田小織委員
7. 会期決定 本日１日
8. 席次の決定 「野辺地町教育委員会会議規則」第３条第２項により、亀田小織委員を３番とした。
9. 会議に付した事項
 - 行事・事業の報告及び予定について
学校教育課長、社会教育・スポーツ課長、中央公民館長補佐が１０月・１１月の行事・事業報告及び予定、指導室長が児童生徒の状況について報告した。
 - 議案審議
 - ・報告第２９号 教育長職務代理者の指名について
学校教育課長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第１３条第２項の規定により、令和４年１０月１日付けで林亨委員を教育長職務代理者として指名したことを報告した。
 - ・報告第３０号 専決処分した事項の報告について
（県費負担教職員（講師等）の採用に係る内申について）
学校教育課長から、令和４年１０月１日付けで採用される県費負担教職員（講師等）について、事前に内申を行う必要が生じたため、専決処分した事項を報告した。

・ 報告第 3 1 号 専決処分した事項の報告について

(県費負担教職員の兼務発令に係る内申について)

学校教育課長から、令和 4 年 1 0 月 1 日付けの兼務発令(小学校の英語専科に係る指導)について、事前に内申を行う必要が生じたため、専決処分した事項を報告した。

・ 報告第 3 2 号 専決処分した事項の報告について

(県費負担教職員(講師)の採用に係る内申について)

学校教育課長から、令和 4 年 1 0 月 1 日付けで採用される県費負担教職員(講師)について、事前に内申を行う必要が生じたため、専決処分した事項を報告した。

・ 報告第 3 3 号 専決処分した事項の報告について

(小中学校事務の共同実施に係る事務職員の兼務発令について)

学校教育課長から、令和 4 年 1 0 月 1 日付けの兼務発令(小中学校事務の共同実施に係る事務職員の兼務発令)について、事前に内申を行う必要が生じたため、専決処分した事項を報告した。

・ 議案第 1 3 号 野辺地町就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案

学校教育課長から、就学援助費の支給方法等について一部を改正する旨の説明を行い、全員異議なく原案のとおり決した。